

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号）新旧対照表

新	旧
(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針	(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針
目 次	目 次
I (略)	I (略)
II 共済事業監督上の評価項目	II 共済事業監督上の評価項目
II-1 (略)	II-1 (略)
II-2 財務の健全性	II-2 財務の健全性
II-2-1・II-2-2 (略)	II-2-1・II-2-2 (略)
II-2-3 早期警戒制度	II-2-3 早期警戒制度
<u>II-2-3-1 意義</u>	(新設)
<u>II-2-3-2 監督手法・対応</u>	(新設)
(削除)	<u>II-2-4 収益性</u>
(削除)	<u>II-2-5 市場リスク</u>
(削除)	<u>II-2-6 流動性リスク</u>
(削除)	<u>II-2-7 ストレステストの実施</u>
(削除)	<u>II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理</u>
<u>II-2-4 (略)</u>	<u>II-2-9 (略)</u>
(削除)	<u>II-2-10 共済引受リスク管理態勢</u>
(削除)	<u>II-2-11 資産運用リスク管理態勢</u>
(削除)	<u>II-2-12 出資の安定性・適格性等の確認</u>
<u>II-3 統合的リスク管理態勢</u>	(新設)

<p><u>II-3-1 意義</u></p> <p><u>II-3-2 リスクの特定及びリスク・プロファイル</u></p> <p><u>II-3-2-1 意義</u></p> <p><u>II-3-2-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-3-3 リスクの測定</u></p> <p><u>II-3-3-1 意義</u></p> <p><u>II-3-3-2 リスクの測定</u></p> <p><u>II-3-3-3 ストレステスト</u></p> <p><u>II-3-3-3-1 主な着眼点</u></p> <p><u>II-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示</u></p> <p><u>II-3-4 リスク管理方針</u></p> <p><u>II-3-4-1 意義</u></p> <p><u>II-3-4-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-3-5 リスクと支払能力の自己評価</u></p> <p><u>II-3-5-1 意義</u></p> <p><u>II-3-5-2 リスクと支払能力の自己評価</u></p> <p><u>II-3-5-3 経営計画と支払能力の評価</u></p> <p><u>II-3-6 報告態勢</u></p> <p><u>II-3-6-1 意義</u></p> <p><u>II-3-6-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-3-7 業務継続体制（BCM）</u></p> <p><u>II-3-7-1 意義</u></p> <p><u>II-3-7-2 平時における対応</u></p> <p><u>II-3-7-3 危機発生時における対応</u></p> <p><u>II-3-7-4 事態の沈静化後における対応</u></p> <p><u>II-3-7-5 風評に関する危機管理態勢</u></p>	
---	--

<p><u>Ⅱ-3-8 資産負債の総合的な管理</u></p> <p><u>Ⅱ-3-8-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-8-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-9 共済引受リスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-9-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-9-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-10 再共済（再保険）に関するリスク管理</u></p> <p><u>Ⅱ-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理</u></p> <p><u>Ⅱ-3-10-2 受再に関するリスク管理</u></p> <p><u>Ⅱ-3-10-3 再共済（再保険）に関する方針の開示</u></p> <p><u>Ⅱ-3-11 資産運用リスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-11-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-11-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-12 流動性リスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-12-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-12-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-1 事務リスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-1-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-1-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-2 システムリスク管理態勢</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-2-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-2-2 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-3-1 意義</u></p> <p><u>Ⅱ-3-13-3-1-1 システム統合リスク</u></p>	
--	--

<p><u>II-3-13-3-1-2</u> システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策</p> <p><u>II-3-13-3-1-3</u> プロジェクト管理(プロジェクトマネジメント)の重要性</p> <p><u>II-3-13-3-2</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-3-13-4</u> その他オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p><u>II-3-13-4-1</u> 意義</p> <p><u>II-3-13-4-2</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-3-14</u> 監督手法・対応</p>	
<p><u>II-4</u> 業務の適切性</p> <p><u>II-4-1</u> (略)</p> <p><u>II-4-2</u> 共済募集管理態勢</p> <p><u>II-4-2-1</u> 適正な共済募集管理態勢の確立</p> <p><u>II-4-2-2</u> (略)</p> <p><u>II-4-3</u>～<u>II-4-6</u> (略)</p> <p><u>II-4-7</u> 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p><u>II-4-7-1</u> 意義</p> <p><u>II-4-7-2</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-4-7-3</u> 監督手法・対応</p> <p><u>II-4-8</u>～<u>II-4-10</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>II-4-11</u> 障害者等への対応</p> <p><u>II-4-11-1</u> 意義</p> <p><u>II-4-11-2</u> 主な着眼点</p>	<p><u>II-3</u> 業務の適切性</p> <p><u>II-3-1</u> (略)</p> <p><u>II-3-2</u> 共済募集態勢</p> <p><u>II-3-2-1</u> 適正な共済募集態勢の確立</p> <p><u>II-3-2-2</u> (略)</p> <p><u>II-3-3</u>～<u>II-3-6</u> (略)</p> <p><u>II-3-7</u> 利用者情報管理</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>II-3-8</u>～<u>II-3-10</u> (略)</p> <p><u>II-3-11</u> 事務リスク管理態勢</p> <p><u>II-3-12</u> システムリスク管理態勢</p> <p><u>II-3-13</u> 危機管理体制</p> <p>(新設)</p>

<p><u>II-4-11-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-5 その他</u></p> <p><u>II-5-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</u></p> <p><u>II-5-1-1 意義</u></p> <p><u>II-5-1-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-5-2 (略)</u></p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 監督事務の流れ</p> <p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-3 災害における金融に関する措置</p> <p>III-1-3-1 (略)</p> <p>III-1-3-2 <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p>III-1-3-3 (略)</p> <p>III-1-4～III-1-6 (略)</p> <p><u>III-1-7 組合が提出する申請書等における記載上の留意点</u></p> <p>III-2・III-3 (略)</p> <p>III-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p><u>III-4-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</u></p> <p><u>III-4-1-1 行政処分</u></p> <p><u>III-4-1-2 生協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</u></p>	<p><u>II-4 その他</u></p> <p><u>II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>II-4-2 (略)</u></p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 監督事務の流れ</p> <p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-3 災害における金融に関する措置</p> <p>III-1-3-1 (略)</p> <p>III-1-3-2 <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p>III-1-3-3 (略)</p> <p>III-1-4～III-1-6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III-2・III-3 (略)</p> <p>III-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>III-4-2</u> <u>行政手続法との関係等</u></p> <p>III-5 (略)</p> <p>IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1～IV-1-8 (略)</p> <p><u>IV-1-9</u> <u>共済契約者等(利用者を含む。)</u>への説明事項</p> <p><u>IV-1-10～IV-1-13</u> (略)</p> <p>IV-2 (略)</p> <p>IV-3 共済数理</p> <p>IV-3-1 (略)</p> <p><u>IV-3-2</u> <u>責任準備金</u></p> <p><u>IV-3-3</u>・<u>IV-3-4</u> (略)</p> <p>IV-4 (略)</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 共済事業の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 (略)</p> <p>I-1-2 共済事業の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、共済事業の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組合の自主的な努力の尊重</p> <p>監督当局は、消費者による協同組織である組合の自己責任原則に則った経営判</p>	<p>(新設)</p> <p>III-5 (略)</p> <p>IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1～IV-1-8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>IV-1-9～IV-1-12</u> (略)</p> <p>IV-2 (略)</p> <p>IV-3 共済数理</p> <p>IV-3-1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>IV-3-2</u>・<u>IV-3-3</u> (略)</p> <p>IV-4 (略)</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 共済事業の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 (略)</p> <p>I-1-2 共済事業の監督に当たっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、共済事業の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組合の自主的な努力の尊重</p> <p>監督当局は、消費者による協同組織である組合の自己責任原則に則った経営判</p>
--	---

断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合は、協同組織として、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しており、共済事業の監督に当たっては、組合固有の特性等を十分に踏まえつつ、法令の趣旨を踏まえた業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は組合の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

I-2 監督指針策定の趣旨

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。また、共済事業においては、その公共性にかんがみ、組合の業務の健全かつ適切な運営及び共済募集の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図り、もって組合員の生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、共済事業は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっている。

このような状況のなかで、多様化、高度化する組合員・共済契約者ニーズに柔軟に対応される共済商品の仕組みの開発、共済掛金設定が行われる環境を整備することが求められる。また、共済契約者等が、適切かつ十分な情報に基づいて、共済契約が締結できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規

断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合は、協同組織として、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有している。共済事業の監督に当たっては、組合固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

I-2 監督指針策定の趣旨

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。また、共済事業においては、その公共性にかんがみ、組合の業務の健全かつ適切な運営及び共済募集の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図り、もって組合員の生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、共済事業は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっている。

このような状況のなかで、多様化、高度化する組合員・共済契約者ニーズに柔軟に対応される共済商品の仕組みの開発、共済掛金設定が行われる環境を整備することが求められる。また、共済契約者等が、適切かつ十分な情報に基づいて、共済契約が締結できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規

制を生協法の目的に照らし、常に見直していくことが求められる。また、組合のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

このような趣旨に基づき、本監督指針においては、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の通知の内容も踏まえ、体系的に整理した。

本監督指針は、組合の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを組合に一律に求めているものではなく、組合の規模や特性等に応じて判断する必要がある。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、組合の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

厚生労働省は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。

II 共済事業監督上の評価項目

II-1 経営管理

II-1-1 (略)

II-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表理事、理事・理事会、監事及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与すること

制を生協法の目的に照らし、常に見直していくことが求められる。また、組合のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

このような趣旨に基づき、本監督指針においては、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の通知の内容も踏まえ、体系的に整理した。

本監督指針は、組合の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを組合に一律に求めているものではない。また、平成20年4月1日に生協法の一部改正法が施行され、関係法令に必要な経過措置等が規定されているところであり、これらの経過措置等にも留意する必要がある。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、組合の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

厚生労働省本省は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。

II 共済事業監督上の評価項目

II-1 経営管理

II-1-1 (略)

II-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表理事・理事会・監事及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要

が重要となる。その中でも代表理事、理事・理事会、監事、上級管理職及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、組合の行う業務の健全かつ適切な運営及び共済募集の公正を確保し、共済契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、組合の常務に従事する役員には、その資質について極めて高いものが求められる。

経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1) 代表理事

①・② (略)

③ 代表理事は、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。

④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。

また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

⑥ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下、Ⅱ-1-2及びⅡ-4-9-1において「政府指針」という。）の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を組織内外に宣言しているか。

となるが、その中でも代表理事、理事・理事会、監事、上級管理職及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1) 代表理事

①・② (略)

(新設)

③ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。

また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

(新設)

④ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ-1-2において「政府指針」という。）の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を組合内外に宣言しているか。

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

(2) 理事及び理事会

① (略)

② 理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。

③～⑩ (略)

⑪ 理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

⑫ 理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

⑬ 理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

⑭ (略)

⑮ 理事会は、共済計理人を選任するに当たり、外部監査機関との独立性確保に留意しているか。

⑯ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人(選任しようとする者を含む。)が消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「規則」という。)第192条に規定する要件に該当する者であることに加え、公益社団法人日本アクチュアリー会及び公益社団法人日本年金数理人会において実施する研修の履修を達成

(2) 理事及び理事会

① (略)

(新設)

②～⑨ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

⑩ (略)

(新設)

⑪ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人(選任しようとする者を含む。)が、次のいずれかに該当する者であることを確認しているか。

ア 公益社団法人日本アクチュアリー会(以下「アクチュアリー会」という。)の正会員であり、かつ、共済若しくは保険又は年金の数理に関する業務に

している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、共済計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

⑰ (略)

(3) 監事

①～③ (略)

④ 監事の選出を選任で行う組合において、監事を推薦する者は、監事を推薦するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられている趣旨を認識しているか。

⑤ 組合の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、「組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア 組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験、その他独立の立場から理事の職務の執行を監査することにより、組合の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ 十分な社会的信用

(ア) 反社会的行為に関与したことがないか。

5年以上従事した者

イ 公益社団法人日本年金数理人会（以下「年金数理人会」という。）の正会員

⑫ 理事会において選任する共済計理人については、生協法第 50 条の 12 に規定する共済計理人の職務が適切に遂行されるよう、アクチュアリー会又は年金数理人会において実施する研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めているかを定期的に確認しているか。

⑬ (略)

(3) 監事

①～③ (略)

(新設)

(新設)

(イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

(ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(エ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(オ) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

(カ) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。

(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(4) (略)

(5) 内部監査部門

① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。

②～⑤ (略)

(6) 外部監査の活用

① 代表理事及び理事会は、外部監査が組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に有効であることを十分認識し、有効に活用しているか。

② 会計監査人監査組合は、決算関係書類及びその附属明細書の監査手続きの

(4) (略)

(5) 内部監査部門

① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

②～⑤ (略)

(新設)

一環として実施される内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年1回以上会計監査による監査を受けているか。

③ 外部監査の結果は、監査の内容に応じて、理事会又は監事に直接、正確に報告されなければならない、また、監事監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

④ 理事会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。

⑤ 代表理事及び理事会は、組合の子会社（生協法第28条第5項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（規則第210条第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

⑥ 理事会は、必要に応じて、内部監査部門と外部監査機関との協力関係に配慮しているか。

⑦ 外部監査により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握しているか。

(7) 共済計理人（選任している場合に限る。）

組合の財務の健全性を確保し維持していくためには、理事会において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

①～⑤ （略）

⑥ 共済計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に新契約伸展率や事業費、資産運用状況等の将来推計に必要な前提について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。

(6) 共済計理人（選任している場合に限る。）

組合の財務の健全性を確保し維持していくためには、理事会において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

①～⑤ （略）

⑥ 共済計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に新契約伸展率や事業費、財産運用状況等の将来推計に必要な前提について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。

⑦ (略)

⑧ 生協法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に掲げる事項の確認をする場合には、異常危険準備金が規則第 179 条に規定するところにより、適正に積み立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野共済の共済契約(規則第 160 条第 1 項第 5 号に規定する第三分野共済の共済契約をいう。以下同じ。)における、消費生活協同組合法施行規程(平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 139 号。以下「告示」という。)に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。

(8) ~ (13) (略)

II-1-3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理(ガバナンス)について検証することとする。

なお、組合の特性を踏まえ、以下の点についてもヒアリングを実施し、経営管理の向上に向けた取組等を促すこととする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求め又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の 2 に基づき業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、常務に従事する理事が、II-1-2(2)⑭に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当た

⑦ (略)

⑧ 生協法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に掲げる事項の確認をする場合には、異常危険準備金が消費生活協同組合法施行規則(昭和 23 年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第 1 号。以下「規則」という。)第 179 条に規定するところにより、適正に積み立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野共済の共済契約(規則第 160 条第 1 項第 5 号に規定する第三分野共済の共済契約をいう。以下同じ。)における、消費生活協同組合法施行規程(平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 139 号。以下「告示」という。)に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。

(7) ~ (12) (略)

II-1-3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理(ガバナンス)について検証することとする。

なお、組合の特性を踏まえ、以下の点についてもヒアリングを実施し、経営管理の向上に向けた取組等を促すこととする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求め又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の 2 に基づき業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、常務に従事する理事が、II-1-2(2)⑩に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当た

り、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、常務に従事する理事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、生協法第94条の2第5項に基づく役員解任を命ずることを検討するものとする。

(注) II-1-2(2)⑭に掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の理事の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

II-2-1-1 (略)

II-2-1-2 積立方式

(1)～(4) (略)

り、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、常務に従事する理事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、生協法第94条の2第5項に基づく役員解任を命ずることを検討するものとする。

(注) II-1-2(2)⑩に掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の理事の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

II-2-1-1 (略)

II-2-1-2 積立方式

(1)～(4) (略)

(5) 入院共済金を支払う共済契約等被共済者が支払事由に該当する状態となった後支払内容や支払うべき共済金額の確定に相当の期間を要する場合等において、共済金の請求が可能となる日をもって共済契約に規定する支払事由が発生したと認める共済契約については、以下の取扱いを行っているか。

- ・ 事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由に該当する状態となっている場合について、共済金支払事由に該当する状態となった後共済金請求が可能となるまでの期間に対応する共済掛金積立金を積み立てること。ただし、事業年度末において、共済契約に規定する支払事由に該当する状態となった時点をもつて支払事由が発生したと認める共済契約の場合は、規則第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、既発生未報告支払備金を積み立てることとなる。

(6)・(7) (略)

(8) ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり、以下に留意するものとする。

① (略)

② 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次の i、ii の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。

i・ii (略)

なお、一契約（この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。）において、複数の給付事由を合わせて給付しているケースにおいては給付事由ごとに i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付においては、この限りではない。

③・④ (略)

(9) (略)

(5) 入院共済金を支払う共済契約等被共済者が支払事由に該当する状態となった後支払内容や支払うべき共済金額の確定に相当の期間を要する場合等において、共済金の請求が可能となる日を以って共済契約に規定する支払事由が発生したと認める共済契約については、以下の取扱いを行っているか。

- ・ 事業年度末において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由に該当する状態となっている場合について、共済金支払事由に該当する状態となった後共済金請求が可能となるまでの期間に対応する共済掛金積立金を積み立てること。ただし、事業年度末において、共済契約に規定する支払事由に該当する状態となった時点をもつて支払事由が発生したと認める共済契約の場合は、規則第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、既発生未報告支払備金を積み立てることとなる。

(6)・(7) (略)

(8) ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり、以下に留意するものとする。

① (略)

② 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次の i、ii の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。

i・ii (略)

なお、一契約（この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。）において、複数の給付事由を合わせて給付しているケースにおいては給付事由ごと i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付においては、この限りではない。

③・④ (略)

(9) (略)

保有する有価証券の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3) 安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(4) 資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、契約動向や資産の保有状況等について頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(5) 業務改善命令

以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、生協法第 94 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

II-2-4 仕組開発に係る内部管理態勢

II-2-4 収益性

II-2-5 市場リスク

II-2-6 流動性リスク

II-2-7 ストレステストの実施

II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理

II-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-4-1 意義

共済商品の仕組みの内容は共済事業規約に記載されており、仕組開発、仕組内容の変更は、共済事業規約の変更を通じて行われている。

組合より仕組開発に係る共済事業規約の変更認可申請が行われた場合、行政庁としては、契約内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

近年、共済商品の仕組みには、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、組合員の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、共済契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。

こうしたニーズに応え、組合が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

Ⅱ-2-4-2 主な着眼点

(1)～(4) (略)

(5) 関連部門との連携

①～⑩ (略)

⑪ 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-13-2 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)～(10) (略)

Ⅱ-2-4-3 (略)

(削除)

Ⅱ-2-9-1 意義

共済商品の仕組みの内容は共済事業規約に記載されており、仕組開発、仕組内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。

組合より仕組開発に係る共済事業規約の変更認可申請が行われた場合、行政庁としては、契約内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

近年、共済商品の仕組みには、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、組合員の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、共済契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。

こうしたニーズに応え、組合が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

Ⅱ-2-9-2 主な着眼点

(1)～(4) (略)

(5) 関連部門との連携

①～⑩ (略)

⑪ 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)～(10) (略)

Ⅱ-2-9-3 (略)

Ⅱ-2-10 共済引受リスク管理態勢

(削除)

(削除)

II-3 統合的リスク管理態勢

II-3-1 意義

組合のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、経営戦略及びリスク特性等に応じ、共済引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスク等）はもとよりオペレーショナル・リスク等についても、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うことが必要である。

特に、規則第 201 条に規定する長期共済事業組合においては、内包する種々のリスクを、リスクカテゴリーごとに適切に管理することはもとより、当該組合の戦略目標を達成する重要なツールとして、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要であり、統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されてはいないが、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組が必要である。

II-3-2 リスクの特定及びリスク・プロファイル

II-3-2-1 意義

組合は、リスク・プロファイルを能動的に把握し、経営として取るべきリスクや許容される損失を定め、リスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが重要であり、経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。

II-3-2-2 主な着眼点

(1) リスクの特定に当たっては、共済引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）等のみならず、定量的に把握し難い流動性リスクな

II-2-11 資産運用リスク管理態勢

II-2-12 出資の安定性・適格性等の確認

(新設)

ど、組合が重要と認識している全てのリスクを考慮しているか。

(2) 経営陣は、事業戦略等の変化（例えば、事業再編や投資ポジションの変更など）に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化（例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など）に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。

(3) 組合は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の共済金支払請求や、財務状況の悪化等によって多額の解約を招くことは、重大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。

II-3-3 リスクの測定

II-3-3-1 意義

リスクが組合に与える影響の大きさと顕在化する可能性を評価するため、リスク計量モデル、ストレステスト及びシナリオ分析など、将来を見通した適切な定量的手法を使用して、リスクを定期的に測定する必要がある。

II-3-3-2 リスクの測定

(1) 多様なリスクを総合的に把握するため、少なくとも共済引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク（重要な子会社に係るリスクを含む。）を測定するものとなっているか。

(2) リスクの計量化に当たっては、例えばトータルバランスシートの経済価値

評価（市場価格に総合的な評価、又は、市場に総合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、例えば共済契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、現時点において、完全に確立された評価手法はなく、組合で取り得る最善の手法を含む。以下同じ。）によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼水準及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。

(3) 直近の状況に基づくリスクの測定に加えて、経営計画や経営環境を踏まえ、保有契約高の変化、仕組構成の変化等を、リスク測定へ反映しているか。又は、その影響を分析しているか。

(4) リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取組を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。

また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。

さらに、オペレーショナル・リスクに関して、まずはオペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討や研究も継続的に行っているか。

(5) リスク測定においては、リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な手法が用いられているか。例えば、損害共済の一部の巨大災害リスクを測定するには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもあり得る

ことを踏まえ、組合で取り得る最善の手法に基づいているか。

(6) リスク計量モデルは、高度なモデルを導入したとしても、一定の限界が存在し、リスクを全て完全には捉えられないが、経営陣はこのようなモデルの限界を理解しているか。

(7) 組合は、内部モデルが重要な戦略上、事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなり得ることを十分認識しているか。また、使用される内部モデルについて、定期的に検証するとともに、必要に応じて第三者による検証（外部の専門家による検証を含む。）を受けることも検討するなど、モデルの信頼性確保に向け、不断の取組を行っているか。

(8) リスク測定において、カバーしているリスク、使用した測定手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。

II-3-3-3 ストレステスト

II-3-3-3-1 主な着眼点

組合は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。組合においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、支払余力比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。

(1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、組合の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。

また、随時解約可能であって払込共済掛金の大部分が保証されている貯蓄性の高い共済のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再共済（再保険）取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。

また、再共済（再保険）取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再共済（再保険）キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。

さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。

(2) ストレステストの設定に際しては、理事会において、組合におけるリスク管理の方針として、基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、統合リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点からの配慮がなされているか。また、理事会等において、定期的に、かつ必要に応じ随時、組合の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直しているか。

(3) ストレステストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与しているか。

(4) ストレステストの結果については、代表理事又は担当理事により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。

(5) ストレステストを実施する部門とは独立に、ストレステストが的確に設計され、かつ実施されているかを確認する体制がとられているか（業務部門とは独立したリスク管理部門において、統括的にストレステストを実施している場合を除く。）。

(6) 経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するため、リバース・ストレステストを定期的実施しているか。

II-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示

規則第 209 条第 1 項第 5 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

II-3-4 リスク管理方針

II-3-4-1 意義

長期共済事業組合は、リスク・プロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、重要と考える全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング体制や管理手法を含めたリスク管理方針を定め、また、定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる。さらにリスク・プロファイル等の変化に伴い、リスク管理方針は適時に見直す必要がある。

II-3-4-2 主な着眼点

- (1) 理事会は、統合的リスク管理を行う目的を明示的に示すとともに、経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定めているか。
- (2) リスク管理方針等は、仕組開発、共済掛金率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性が取れるように対処されているか。特に、資産運用と仕組開発のベンチマークは、資産負債の総合的な管理を行うための措置（以下「ALM」という。）等の財務上の目的に従って、適切に設定されているか。また、リスク管理方針等は、資産運用方針等へ明確に反映されているか。
- (3) 理事会は、リスクの管理方針に沿った、リスク許容度の設定に関する基本的な考え方を明確に定めているか。例えば、リスク選好方針等を作成し、自ら取る意思があるリスクのレベル及び負うことが可能なリスクの限度の運用管理について、明確に設定しているか。また、例えば、ストレステストを実施し、リスク許容度が適切であるか確認するなど、リスク許容度を業務プロセスに適切に組み込んでいるか。

II-3-5 リスクと支払能力の自己評価

II-3-5-1 意義

長期共済事業組合は、経営戦略及びリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在及び将来にわたる支払能力の十分性を評価するために、理事会の責任の下、定期的にリスクと支払能力の自己評価を実施することが求められる。自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理的に予見可能で関連性のある重大なリスクを含んでいる必要がある。

II-3-5-2 リスクと支払能力の自己評価

- (1) 長期共済事業組合は将来の経済状況やその他の外部要因の変化を含めた合理的に予見可能で関連性のある全ての重大なリスクを考慮し、資本の質と

十分性の評価を実施しているか。

また、リスクの要因やリスクの重要性の程度を定期的に評価しているか。さらに、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかにリスクと支払能力の再評価を行っているか。

長期共済事業組合は、リスクと支払能力の自己評価に当たっては、中長期事業戦略（例えば3年間から5年間）、特に新規事業計画に十分留意しているか。

(2) 長期共済事業組合は、必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件を満たしているかをモニタリングするために、リスクと支払能力の自己評価を定期的に行い、リスクと資本の管理プロセスを整備しているか。また、必要な経済資本と支払余力規制に基づく資本の要件の違いについて、経営陣は適切に認識しているか。

(3) 長期共済事業組合は、リスクと支払能力の自己評価の結果を、例えば、リスクの特定及びリスク・プロファイル、リスク測定、リスク管理方針、及びリスクと支払能力の自己評価の結果を踏まえた行動計画等とともに、適切に文書化しているか。

(4) 長期共済事業組合は、リスクと支払能力の自己評価の有効性について、内部（例えばリスク管理担当理事など）又は外部による全般的な評価を行っているか。

(5) 内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。

II-3-5-3 経営計画と支払能力の評価

(1) 長期共済事業組合は、支払余力規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年間から5年間で、自らのリスクと、事業を継続するために必要な支払能力を分析しているか。

(2) 長期共済事業組合は、経済状況の変化を含む将来起こり得る事象等の外部要因の変化を前提とした中長期的な事業戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来に必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む仕組みの開発や共済掛金設定及び共済募集見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来に必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件の充足性の分析を行っているか。

II-3-6 報告態勢

II-3-6-1 意義

長期共済事業組合は、将来にわたって、適切なリスク管理を行うとともに、十分な支払能力を確保するため、リスクと支払能力の自己評価を定期的を実施し、理事会に報告することが求められる。

II-3-6-2 主な着眼点

(1) 長期共済事業組合の理事会は、必要な経済資本の充足状況、支払余力規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に定期的活用しているか。

(2) 長期共済事業組合の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当理事を配置した上で、同理事・代表理事・理事会に、組合のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつその態勢に則り報告が行われているか。リスクを統合的に管理する部門は、関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

さらに、統合的リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見

直されるものとなっているか。

II-3-7 業務継続体制 (BCM)

II-3-7-1 意義

近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化もあいまって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制 (Business Continuity Management ; BCM) を構築し、危機管理 (Crisis Management ; CM) マニュアル及び業務継続計画 (Business Continuity Plan ; BCP) の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。

(注)「危機」とは、例えば、(1) 大口の運用先の倒産など、そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(2) 風評等により共済契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(3) システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、(4) 大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。

II-3-7-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組が重要との認識の下、早期警戒

制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理態勢に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
 - ・ テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
 - ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
 - ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
 - ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
 - ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
 - ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシュアルハラスメント等）
 - ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生 of 初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係行政庁を含む。）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別等の事業拠点別に想定していることが望ましい。

⑤ 業務継続計画においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、他の組合と連携し対応する体制が整備されているか。

例えば、

ア 災害等に備えたコンピュータシステム、利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。

イ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

ウ 共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。

エ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

(参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、2003年7月)「業務継続のための基本原則」(ジョイント・フォーラム、2006年8月)

⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、共済金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、共済契約者等に対して、共済金等の支払等について便宜措置（「Ⅲ－１－３ 災害にお

ける金融に関する措置」参照)が図られるような態勢が整備されているか。

- ⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

II-3-7-3 危機発生時における対応

(1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該組合における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、生協法第93条の3に基づき報告徴求することとする。

(2) 上記(1)の場合には、速やかに行政庁に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

II-3-7-4 事態の沈静化後における対応

組合における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該組合に対して、生協法第93条の3に基づき、事案の概要と組合の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について報告徴求することとする。

II-3-7-5 風評に関する危機管理態勢

(1) 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における組合本部の各部門及び事務所等の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他の金融機関や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。

(2) 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

(3) 風評が共済契約の解約に結びついた場合の対応方法について、事務所等の状況把握、利用者対応、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。

(4) 上記(3)のような状況になった場合、行政庁、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

II-3-8 資産負債の総合的な管理

II-3-8-1 意義

資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性や支払能力の状況に適合していることを確保するためには、長期共済事業組合は資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。

II-3-8-2 主な着眼点

(1) 資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当理事を配置した上で、同理事、代表理事及び理事会等に、資産負債全体の統合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

(2) 理事会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。

(3) 同目標に基づき、資産運用と負債管理（既存の負債のみならず、新規仕組開発等により今後発生する負債の管理を含む。）が行われる態勢が整備さ

れているか。

(4) 資産負債管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われているか。現時点において、例えば共済契約に含まれているオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、組合で取り得る最善の手法に基づいているか。

(5) 資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

なお、そのようなリスクとしては以下のリスクが含まれる。

① 市場リスク

市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。したがって、例えば、ア. 金利リスク（資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。）、イ. 株式その他の資産の価格変動リスク、ウ. 為替リスク、エ. 市場に関連する信用リスクが含まれる。

② 共済引受リスク

③ 流動性リスク

(6) 資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当理事を含めた関連する職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。

(7) 経営方針、外部環境及び支払能力の状況の変化に応じて、同目標及び管理が適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。

(8) 長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもあり得る。このような資

産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このよ
うなミスマッチを、十分な資本を有すること、あるいは適切なリスク削減
等によって効果的に管理しているか。

Ⅱ-3-9 共済引受リスク管理態勢

Ⅱ-3-9-1 意義

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測
に反して変動することにより、組合が損失を被るリスクをいう。組合においては、
このような共済引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ-3-9-2 主な着眼点

(1) リスク管理のための態勢整備

① 共済引受リスク管理部門は、

ア 仕組開発・改廃、共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、
出再共済（出再保険）の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、共済募
集、共済契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等

イ 共済計理人の意見書等

などを検討データとして有効に活用しているか。

② 仕組開発・改廃等各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は、規定
に明確にされているか。）が共済引受リスク管理部門へ報告される態勢とな
っているか。

③ 資産負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部門と密接に連
携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(2) リスク管理

① 共済種類ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの
方法により、定期的（少なくとも半年に一度）にリスクを把握しているか。

また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、共済事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。

② 仕組開発及び既存共済商品の仕組みの改廃に際し、当該仕組みの共済掛金が例えば、金利水準等の資産運用環境、当該仕組内容に係る共済事故発生率、事業費支出の方法、責任準備金の状況、支払余力比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。

③ 引受基準が仕組開発時に前提とした共済募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。

④ 共済引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。

⑤ 把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。

⑥ 共済募集に際し、引受基準等を遵守するよう共済代理店を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した共済契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

⑦ 第三分野共済の共済契約に係るリスク管理については、仕組開発時から支払時まで発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、共済事業の種類によって内在するリスクが異なり、共済事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、共済事業の種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。

Ⅱ－３－１０ 再共済（再保険）に関するリスク管理

Ⅱ－３－１０－１ 保有・出再に関するリスク管理

組合が行う元受共済契約及び受再共済契約において引き受けるリスクの保有・出再（自動車損害賠償責任共済に係る再保険プールへの出再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。）。

（１）保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、理事会その他これに準ずる機関において、的確な保有・出再政策が策定されているか。

（２）保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再共済（一再保険）者への集中の管理に関する基準が含まれているか。

（３）保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再共済（再保険）によって適切にカバーされているか。

（注）手配された再共済（再保険）が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。

（４）出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に組合全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

（５）再共済（再保険）金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再共済（出再保険）の成績が確認されているか。

（注）再共済（再保険）金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再共済（再保険）の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

Ⅱ－３－１０－２ 受再に関するリスク管理

組合が行う受再（自動車損害賠償責任共済に係る再保険プールからの受再を除

く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。)

(1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、理事会等において、的確な受再政策が策定されているか。

(2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。

(3) 受再契約の締結にあたっては、出再組合から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。

(注) 予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。

(4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に組合全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5) 受再共済の成績が確認されているか。

(注) 再共済の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

II-3-10-3 再共済(再保険)に関する方針の開示

(1) 規則別表第三共済契約に関する指標第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野共済の共済契約(規則第180条に基づいて、共済掛金積立金を積み立てないとした共済契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。

(2) 規則第209条第1項第5号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。

① 再共済(再保険)を付す際及び再共済(再保険)を引き受ける際の方針

② 再共済（再保険）カバーの入手方法

③ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再共済（再保険）の種類、再共済（再保険）スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再共済（再保険）の内容

II-3-11 資産運用リスク管理態勢

II-3-11-1 意義

組合は、共済掛金として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得その他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。資産運用は、規則第197条の趣旨に従って安全かつ効率的に行うべきものであることから、資産運用を担当する者の知識経験等に鑑みて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスクを組合として適切に管理できる範囲で行うことが求められる。

II-3-11-2 主な着眼点

(1) 法令等の遵守

法等の規制を遵守するための措置が講じられているか。

(2) リスク管理態勢の整備

組合の健全性維持を図る観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、

① 市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。

② 代表理事又は担当理事は当該基本方針の策定に積極的に関与しているか。

③ 内部規程（稟議規定を含む。）は適正に策定されているか。

- ④ 資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門（フロント・オフィス）、後方事務部門（バック・オフィス）、市場リスク管理におけるリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。
- ⑤ 保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。
- ⑥ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。
- ⑦ 運用全般に係るリスク量が把握できる体制となっているか。
- ⑧ 代表理事又は担当理事が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に代表理事又は担当理事に報告を行う態勢が整備されているか。
- ⑨ 保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的なリスク管理に支障が生じ得ることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。
- ⑩ 市場流動性が低い又は市場混乱時に市場流動性が低下する可能性が高い商品（例えば「仕組み債」等）に投資する場合は、適切な投資方針（投資限度額等の運用方針、リスク管理態勢等）を整備し、運用しているか。
- ⑪ 例えば、以下のような点について、エクスポージャー（オフバランス項目に係るものを含む。）が集中するリスクを、リスク選好、限度額等を設定する等により、適切に管理する態勢が整備されているか。特に金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。
- ・ 資産の種類

- ・ 信用格付
- ・ 発行体、カウンターパーティ又はその関連事業体
- ・ セクター
- ・ 地理的領域

(3) 市場リスク管理の内容・手法

- ① ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。
- ② VaR 値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼水準、計量手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計量結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- ③ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等には VaR の値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計量手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計量手法（例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など）を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。
- ④ リスク・リミット（VaR 等の予想損失額の限度枠）及び損失限度の設定に際しては、理事会において、組合におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等において、定期的に（少なくとも半年に一度）、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。
- ⑤ リスク・リミット及び損失限度を超過した場合若しくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続等）が明確に定められているか。

(4) その他個別の資産運用

個別の資産運用に当たっては、以下のような点に留意して行われているか。

① デリバティブ取引（主に長期共済事業組合）

ア デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。

イ リスク管理を行うための措置が講じられているか。

ウ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

エ リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

② 債券の空売り及び貸借（主に長期共済事業組合）

ア リスク管理を行うための措置が講じられているか。

イ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

ウ リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

エ 実行限度額等を明確にした管理が行われているか。

③ 株式の信用取引（主に長期共済事業組合）

ア 信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。

イ リスク管理を行うための措置が講じられているか。

ウ 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

エ リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

④ カウンターパーティの信用リスクについて（主に長期共済事業組合）

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。

ア カウンターパーティ別及び必要に応じてカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理

イ デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握

ウ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認

⑤ その他の取引（主に長期共済事業組合）

ア 未上場の株式等を取得する場合は、流動性リスク等に特に留意しているか。

イ 組合が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、収支に与える影響を勘案した内部規程が整備されているか。また、社会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、現金担保付債券貸借取引において内部規程は整備されているか。また、現金担保に当たっては適正な付利が行われているか。

⑥ 預貯金、金銭債権等による運用

ア 信用リスクを適切に管理しているか。例えば、ペイオフにより決済性預金以外は1金融機関あたり元本1千万円までしか保護されないことに配慮しているか。

イ 当初の一定期間のみ高利率を約しているなどのいわゆる「仕組み預金」については、内包されたデリバティブの仕組みを適切に把握して付加された特約条項が組合に不利益を及ぼし得るものでないかどうかを十分に検討しているか。

⑦ 有価証券等による運用

ア 運用しようとする有価証券の特性や取扱いに習熟した者を配置しているか。

イ 信用ある格付け機関による格付けの対象となる有価証券を取得する場合や、組合員を被保険者とする保険契約を同様の格付けが付された保険会社と締結する場合には、当該格付けに十分留意しているか。

ウ 外貨建ての有価証券については邦貨建ての有価証券のリスクに加えて為替リスクがあることに鑑みて、外貨建て資産の割合を一定以内に抑えるなどして適切に為替リスクを管理しているか。

エ 外国の発行体が発行する有価証券については、信用リスク等に関する情報を適切に把握してリスク管理に活用しているか。

オ 早期償還条項等の付されたいわゆる「仕組み債」等を取得している場合は、内包されたデリバティブの仕組みを適切に把握して付加された特約条項が組合に不利益を及ぼし得るものでないかどうかを十分に検討しているか。

⑧ 業務用不動産の取得

業務用不動産の取得に当たって、経営の効率化の観点を勘案した取得となっているか。

⑨ 他の組合に対する貸付け

ア 貸付先組合及び債務保証者等の債務履行能力を十分審査しているか。

イ 不動産等を担保とした場合で、当該担保の価値が減少した場合は、担保の追加差し入れを求めているか。

ウ 審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。

エ 債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信に当たり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。

オ 迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。

カ 貸付等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。

⑩ 投資一任契約及び運用方法を特定しない金銭又は有価証券の信託（以下「投資一任契約等」という。）による運用について

ア 資産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定、投資一任契約等を締結すべきかどうか等も含む。）は組合が自ら行っているか。

イ 投資一任契約等に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。

ウ 投資一任契約等の内容が組合の資産運用方法として適切なものとなっているか。

エ 投資一任契約等に係る勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。

オ 投資一任契約等に係る勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。

(5) 資金の調達

外部資金の取入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、例えば、以下の
ようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく
必要がある。

① 劣後債務の取入れ

ア 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

イ 返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

② 当座借越

ア 資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。

イ 取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。

(6) 資産の自己査定のあり方

① 資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。

② 自己査定基準を策定し自らの資産を検討・分析し回収の危険性又は価値の
毀損の度合いに応じて分類区分（以下「自己査定」という。）を行っている
か。

③ 自己査定基準の策定に当たっては、関係法令に準拠し、経営陣の積極的な
関与の下で正式の組合内手続を経て、文書により規定化されているか。資産
査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が明記されているか。基準の合理

性、明確性について説明が可能か。

- ④ 自己査定責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。
- ⑤ 自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う体制となっているか。自己査定部門へ精通者が確保されているか。
- ⑥ 自己査定が基準どおりに行われているか。
- ⑦ 自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。経営陣は報告を理解し組合の資産内容を正確に把握しているか。
- ⑧ 自己査定結果を踏まえた、償却引当方針は明確か。会計監査人監査組合にあっては、会計監査人との連携は十分か。
- ⑨ 日本公認会計士協会の定める実務指針に則った償却・引当が行われているか。

Ⅱ-3-12 流動性リスク管理態勢

Ⅱ-3-12-1 意義

共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ-3-12-2 主な着眼点

(1) 態勢整備

- ① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。
- ② 代表理事、担当理事、理事会、資金繰り管理部門及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。

③ 流動性リスク管理方針を策定しているか。流動性リスク管理方針に基づく資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。

ア 流動性リスクに関するリスク選好、リスク許容度、リスク・リミット等の設定及びその遵守状況の確認

イ 流動性に関するストレステストの実施(リスク選好等の範囲内にあることの確認を含む。)

ウ 流動性危機時の対応策の設定及びその見直し

④ 資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、理事会等が承認の上、整備しているか。

(2) リスク管理

① 理事会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。

② 代表理事は、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、市場のない、若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。

③ リスク管理部門は、理事会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。

④ 資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握等

により、資金繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか。通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについて統合して管理しているか。また、調達手段を確保しているか。

⑤ 各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。

⑥ 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の資金繰り状況を把握・考慮した対応を行っているか。また、出再共済（出再保険）の管理を行っているか。

⑦ CDS取引を含むデリバティブ取引等において、参照債務の信用の程度、あるいは長期共済事業組合の信用の程度等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。

II-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。

II-3-13-1 事務リスク管理態勢

II-3-13-1-1 意義

事務リスクとは、組合の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

II-3-13-1-2 主な着眼点

(1) 事務リスク管理態勢

① 全ての業務に事務リスクが存在していることを理解し、適切な事務リスク

管理態勢が整備されているか。

② 利用者等に係る個人情報の漏えいやプライバシーの侵害を発生させないよう、業務態勢の整備や職員あるいは共済代理店等に対する指導などの措置が講じられているか、共済の目的が存在しない契約（いわゆる架空契約）等法令や内部ルールに反する共済契約について、その発生の防止等の措置が講じられているか等、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 支所（事務所）等におけるリスク管理態勢

事務部門は、支所（事務所）等における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

(4) 人事管理態勢

人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。

II-3-13-2 システムリスク管理態勢

II-3-13-2-1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や組合が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用

されることにより利用者や組合が損失を被るリスクをいう。特に、組合の事業再編に伴うシステム統合や新たな共済商品の仕組み・サービスの拡大等に伴い、組合の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは組合に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

II-3-13-2-2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

① システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。

② 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

（注）サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

③ 理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する理事を定めているか。なお、当該理事は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生の際において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。また、自らが指揮を執

る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2) システムリスク管理態勢

① 理事会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) システムリスク評価

① システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

② システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの処理可能な契約件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。

③ 仕組開発部門は、新たな共済の導入時又は仕組内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4) 情報セキュリティ管理

① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、内部規程

の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他の共済団体又は保険会社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。

② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティについて統括しているか。

③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

④ 組合が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

ア 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ

イ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ等

⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

ア 情報の暗号化、マスキングのルール

イ 情報を利用する際の利用ルール

ウ 記録媒体等の取扱いルール等

⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

ア 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与

イ アクセス記録の保存、検証

ウ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体

制等

- ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。
また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。
- ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

(5) サイバーセキュリティ管理

- ① サイバーセキュリティについて、理事会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。
- ② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、内部規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。
- ア サイバー攻撃に対する監視体制
- イ サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
- ウ 組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制
- エ 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制等
- ③ サイバー攻撃に備え、次のような入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

ア 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等）

イ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視等）

ウ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等）

④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。

ア 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断

イ DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能

ウ システムの全部又は一部の一時的停止等

⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。

⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。

⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

ア 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式

イ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証

ウ ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証等

⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例

えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

ア 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供

イ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を組合側で検知し、警告を発するソフトの導入

ウ 電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用

エ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

⑨ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。

⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

(6) システム企画・開発・運用管理

① 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、理事会の承認を受けているか。

② 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。

③ 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

④ 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ理事会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、理事会等が必要な指示を行っているか。

⑤ 組合におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすこ

とを防ぐため、仕組開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の
点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。

ア システム開発時の連携

共済契約に係る新しい共済や仕組みを導入する場合（これらを変更する場
合を含む。）に、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携
が十分図られているか。連携に当たっては、

（ア）関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されて
いるか。

（イ）共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果について
のシステム機能のチェックに、仕組開発部門、事務設計部門が主体
的に関与しているか。

（ウ）関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。

（エ）関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。

（オ）システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管さ
れているか。

等に留意する。

イ システム開発時のチェック

（ア）仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、共済や
仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適
切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及び
テストを実施しているか。

（イ）共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果について
は、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼
動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。

（ウ）各部門におけるチェックについては、具体的な内容ごとに、十分な
検証能力を有する者によって実施されているか。

(エ) チェックの方法が適切に選択されているか。

ウ システム開発後のチェック・管理

(ア) 仕組開発部門及び事務設計部門は、新しい共済や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。

(イ) 新しい共済や仕組みの導入に当たり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。

⑥ 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

(7) システム監査

① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。

② システム関係に精通した要員による内部監査や、外部監査の活用を行っているか。

③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

④ システム監査の結果は適切に理事会に報告されているか。

(8) 外部委託管理

① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。特に外部委託先が複数の場合、管理業務

が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

④ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。さらに、外部委託先における利用者データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

⑤ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門等による監査を実施しているか。

(9) コンティンジェンシープラン

① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、組合の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

④ コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練は、組合レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的実施しているか。

⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10) 障害発生時等の対応

① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

⑤ システム障害等が発生した場合、組合において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。また、システム障害等の原因等の定期的な

傾向分析を行い、それに応じた対応策を採っているか。

⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組を整備しているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」を参照。

Ⅱ-3-13-3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント

Ⅱ-3-13-3-1 意義

Ⅱ-3-13-3-1-1 システム統合リスク

組合のシステムについては、共済商品の仕組みの多様化に伴って規模が大きく構成が複雑化しており、共済事業におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやコンピュータのネットワーク化の拡大とあいまって、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

特に、事業再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、事業再編に際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題の一つとなっている。

(注1)「システム統合」とは、事業譲渡及び業務提携等の事業再編により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。

(注2)「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、利用者サービスに混乱を来す、場合によっては組合としての存続基盤を揺るがすなど、利用者等に損失が発生するリスク、また統合対象組合等が損失を被るリスクである。

II-3-13-3-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策

(1) リスクの特性の基本的な考え方

「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発に関わるリスクに限られるのではなく、ユーザー部門における事務処理対応、共済代理店、窓口における利用者対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象組合の経営陣の責任において、「利用者利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。

(2) リスク軽減策の基本的考え方

システム統合リスクのリスク量は、事象（イベント）の発生確率と発生した場合の影響度（インパクト）の積で認識すべきものであり、組合の業容等からすれば、以下のII-3-13-3-1-3、II-3-13-3-2を踏まえた徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。

加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化（障害が同時発生）しても、利用者に大きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。

II-3-13-3-1-3 プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性

事業再編に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような事業再編時固有の事情（注）から、システム開発会社だけではなく、組合においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。

（注）事業再編以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、事業再編時と同様な事情があることに留意する。

(1) 制約のあるスケジュール

システム統合を行う組合（以下「対象組合」という。）の経営陣は、制約のあ

るスケジュールと競争・競合環境の下で、①事業再編後の経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。

(2) 長期にわたる複雑なプロジェクト

システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要するプロジェクトであること。

II-3-13-3-2 主な着眼点

(1) 理事の責任分担及び経営姿勢の明確化

対象組合の代表理事は、II-3-13-3-1-1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。対象組合の代表理事は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

(2) システム統合方式に係る経営判断の合理性

対象組合の理事会は、システム統合の方式決定に当たり、対象組合間の軋轢を排除し、十分な協議を行い、事業再編等までのスケジュール、事業再編後の経営戦略等に基づき、システム統合実施までの十分な準備期間、十分な予算や人的資源を確保した上で、合理的な意思決定を行っているか。

(3) プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備

- ① 対象組合の理事会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び利用者対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、事業再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「担当理事及び部門」という。）等を設置しているか。

② 対象組合間、担当理事及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、事務所等（共済代理店を含む。）内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。

③ 対象組合の理事会並びに担当理事及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象組合の一部の役職員の間にとどまることのないよう組合内、組合間の報告体制が整備されているか。

(4) システム統合計画とその妥当性

① 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い出しと軽減策

対象組合の理事会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対利用者障害を起こさないという観点から、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。

② システム統合計画の妥当性

あらかじめ決められた統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。

(5) 組合における十分なテスト・リハーサル体制の構築

① レビューやテスト不足が原因で、利用者に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程ごとのレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。特に、ファイル移行等に関する最終的な品質

は、全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。

② システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、全く想定外のリスク事象が発生することがあることに鑑み、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。

③ 統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り事業所（共済代理店を含む。）等に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。

④ 統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する事業所（共済代理店を含む。）において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送りに伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続の習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

(6) 対利用者説明、接続テスト実施体制の構築

① 利用者折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行計画等、利用者への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。

② システム統合により、取り扱うサービス（例えば、共済掛金の領収形態や領収日等）に変更がある場合には、利用者利便性に配慮した検討を行った上で、利用者への周知が適切に行われているか。

③ 共済掛金の口座振替、共済金の口座振込等の利用者となつたがりのある取引について、金融機関等の接続先の事情を勘案した接続テストの実施等スケジ

ルールを策定し、接続先への説明を十分に行っているか。特に、利用者とながりのある取引に関する接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認することとしているか。

④ 対利用者説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

(7) 設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント

共済商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、ユーザー部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗い出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害の一つの原因となっていることから、設計・開発の各段階ごとに品質管理が重要である。

こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。

(8) 外部委託先の管理態勢

統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。特に、対象組合と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象組合が協調して、主体的に関与する体制となっているか。

(9) 計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント

① 対象組合の理事会並びに担当理事及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見

定めが十分なされる体制となっているか。

② プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。

③ システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で理事会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。

(10) 資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント

① 統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象組合が協調して統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。

② 計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものであるか。

(11) 厳正な移行判定の実施

対象組合の担当理事及び部門は、Ⅱ－３－13－３－１を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、理事会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、理事会での承認を経て実行することとしているか。

移行判定時まで、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・

計画となっているか。

移行判定の時期は、対外接続や利用者への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。

(12) フォールバックの態勢整備

移行判定時において統合不可（戻し、延期等）の判断がなされた場合、システム、内部事務、利用者対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。

システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）が連携して策定され、理事会の承認を得ているか。

(13) コンティンジェンシープランの確立

既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、理事会の承認を受けているか。

また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象組合は連携して、

① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。

② システム障害が取引のピーク日に発生した場合、契約の二重計上による共済掛金の二重引き落とし、共済金・解約返戻金の過誤払いや計算誤り等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び事務所（共済代理店を含む。）等を含めた訓練が十分に行われる体制が整備されているか。また、統合後の事務処理に不慣れな事務所（共済代理店を含む。）の混乱等による利用者サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。

③ システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見

込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。

- ④ 単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。

(14) 実効性のある内部監査、第三者評価

- ① 対象組合の内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。

- ② システム統合に係る重要事項の判断に際して、第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。

II-3-13-4 その他オペレーショナル・リスク管理態勢

II-3-13-4-1 意義

その他オペレーショナル・リスクとは、組合がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク、システムリスクを除いたリスクをいう。例えば、利用者に対する過失などによる「法務リスク」や、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害などの「人的リスク」、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などの「風評リスク」などがある。

各組合においては、このような、その他オペレーショナル・リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

II-3-13-4-2 主な着眼点

(1) 経営陣は、その他オペレーショナル・リスク管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分認識し、これらのリスクの所在や特性等を把握しているか。

(2) 組合は、その他オペレーショナル・リスクについて、管理方針等を策定しリスクを定義するとともに、適切な管理を行い、必要に応じ理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理態勢を整備し、運用しているか。

II-3-14 監督手法・対応

統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第94条の2又は同法第95条に基づく行政処分を行うものとする。

なお、再共済（再保険）に関するリスク管理態勢及びシステムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。

(1) 再共済（再保険）に関するリスク管理態勢

組合が、再保険に付している場合には、「再保険契約に係る実施状況とりまとめ表」（様式編 その他報告等様式参照。）にて、毎事業年度、事業年度の終了後3月以内に、行政庁あて報告を求めるものとする。

(2) システムリスク管理態勢

① 障害発生時

ア コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について行政庁あて報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（様式編 その他報告等様式参照。）により行政庁あて報告を求めるものとする。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1月以内に現状について報告を求めるとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- ・ 共済金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

イ 必要に応じて生協法第 93 条の 3 に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同法第 94 条の 2 又は第 95 条に基づく行政処分を行うものとする。

② システムの更新時

組合が重要なシステムの更新等を行うときは、必要に応じ、生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、同法第 94 条の 2 又は第 95 条に基づく行政処分を行うものとする。

③ システム統合時

ア 組合が、システム統合等を行う場合にあつては、システム統合の計画（スケジュールを含む。）及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管

理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。

イ システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、生協法第 93 条の 3 に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及びリスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢（プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。）に問題がないか検証する。さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。

ウ システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、生協法第 93 条の 3 に基づく報告を求める。

エ 上記ア～ウのいずれかの検証等の結果、問題がある場合には生協法第 93 条の 3 に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、同法第 94 条の 2 又は第 95 条に基づく行政処分を行うものとする。

オ 組合が事業再編に伴いシステム統合等を行う場合

法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等Ⅱ－3－13－3－2を踏まえた資料提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、認可することとする。また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、生協法第 93 条の 3 に基づく報告を定期的に求めるものとする。

カ システム障害が発生した場合

本監督指針Ⅱ－3－13－2－2（10）、Ⅱ－3－14（2）等にも留意する。

Ⅱ-4 業務の適切性

Ⅱ-4-1 法令等遵守

Ⅱ-4-1-1～Ⅱ-4-1-3 (略)

Ⅱ-4-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。

(1) (略)

(2) 行政庁への届出

規則第 254 条第 3 項第 5 号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-4-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に違反する行為を行った、又は同法第 307 条第 1 項第 3 号に該当する行為を行った場合。

② (略)

(3) (略)

(4) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

① 組合に関する不祥事件等届出書の場合

ア 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。

また、理事会の責任の明確化が図られているか。

イ～オ (略)

カ 改善策の策定や自浄機能が十分か。

キ (略)

ク 共済募集の目標設定及び管理態勢は適正か。

② 共済代理店に関する不祥事件等届出書の場合

ア 共済代理店の教育・管理・指導を担う組合に対する検証の着眼点は、以

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-1 法令等遵守

Ⅱ-3-1-1～Ⅱ-3-1-3 (略)

Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。

(1) (略)

(2) 行政庁への届出

規則第 254 条第 3 項第 5 号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-3-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に違反する行為を行った、又は同法第 307 条第 1 項第 3 号に該当する行為を行った場合。

② (略)

(3) (略)

(4) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。

②～⑤ (略)

(新設)

⑥ (略)

(新設)

(新設)

下のとおりとする。

(ア) 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

(イ) 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

(ウ) 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。

(エ) 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

(オ) 組合の共済代理店に対する教育・管理・指導は十分か。

(カ) 当該事件の発覚後の対応が適切か。

イ 共済代理店に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。なお、共済代理店の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえるものとする。

(ア) 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。

(イ) 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

(ウ) 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。特に、発生原因が共済代理店固有の問題である場合は、共済代理店自身において上記取組みが適時適切に行われているか。

(エ) 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

(オ) 共済代理店内における、役員又は使用人に対する教育・管理・指導は十分か。

(カ) 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(5)・(6) (略)

Ⅱ-4-2 共済募集管理態勢

(5)・(6) (略)

Ⅱ-3-2 共済募集態勢

組合は、共済契約者等の利益を害することがないように、適正な共済募集管理態勢を確立する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

Ⅱ-4-2-1 適正な共済募集管理態勢の確立

(1) 共済募集を行う役職員の教育、管理、指導

① 組合においては、共済募集を行う役職員に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。

② 共済募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済商品のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済商品に関する十分な知識の付与及び適切な共済募集活動のための十分な教育が行われているか。

(2) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係

① (略)

② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

ア (略)

イ 「注意喚起情報」の項目

Ⅱ-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立

(新設)

(1) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係

① (略)

② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

ア (略)

イ 「注意喚起情報」の項目

(ア)～(キ) (略)

(ク) 保障(補償)重複に関する以下の事項

(注) 保障(補償)重複とは、複数の損害共済契約の締結により、同一の被共済利益について同種の保障(補償)が複数存在している状態をいう。

a 保障(補償)内容が同種の共済契約が他にある場合は、保障(補償)重複となることがあること

b 保障(補償)重複の場合の共済金の支払に係る注意喚起

c 保障(補償)重複の主な事例

(ケ) (略)

③ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第6号関係

① (略)

② 次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。

ア～ウ (略)

エ 社会通念上又は取引通念上同等の共済の種類として認識されない共済契約又は保険契約(以下「共済契約等」という。)の比較について、あたかも同等のものとの比較であるかのように表示すること。

(注) 例えば、自動車共済の特約に含まれる重要な事項に相違がある共済商品の仕組みの比較を行う場合等には、契約内容の相違を明確に記載する等、利用者が同等の共済商品の仕組みと誤解することがないように配慮した記載を行うことが求められる。

オ・カ (略)

③～⑤ (略)

(ア)～(キ) (略)

(新設)

(ク) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第6号関係

① (略)

② 次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。

ア～ウ (略)

エ 社会通念上又は取引通念上同等の共済の種類として認識されない共済契約又は保険契約(以下「共済契約等」という。)の比較について、あたかも同等のものとの比較であるかのように表示すること。

オ・カ (略)

③～⑤ (略)

(6) ~ (12) (略)

II-4-2-2 (略)

II-4-3 共済代理店関係

共済代理店において共済契約を締結する場合に共済契約者保護を図るためには、組合が共済代理店の適正な業務運営を確保する必要がある。このため、次のような点について、組合の取組状況等を確認することとする。

II-4-3-1 適正な共済代理店体制の確立

(1) (略)

(2) 共済代理店の教育・管理・指導

組合においては、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（組合員資格の確認、員外利用禁止の遵守を含む。）、共済契約に関する知識、内部事務管理体制の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、指導基準が明確化され、共済代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。また、育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。

① 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店では組合への加入の勧誘及び加入承認は行えないことを指導しているか。

(注) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店において、以下の行為は勧誘とはならない。

ア 任意に提出された組合員加入申込書及び出資金を組合へ取次ぐこと。

イ 求めに応じて組合加入手続きの説明を組合員以外の者に行うこと。

ウ 組合員加入申込書を当該代理店に備え置くこと又は求めに応じて組合員以外の者に交付すること。

② 共済代理店の教育について

(5) ~ (11) (略)

II-3-2-2 (略)

II-3-3 共済代理店関係

共済代理店において共済契約を締結する場合に共済契約者保護を図るためには、組合が共済代理店の適正な業務運営を確保する必要がある。このため、次のような点について、組合の取組状況等を確認することとする。

II-3-3-1 適正な共済代理店体制の確立

(1) (略)

(2) 共済代理店の教育・管理・指導

① 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（組合員資格の確認、員外利用禁止の遵守を含む。）、共済契約に関する知識、内部事務管理体制の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、指導基準が明確化され、共済代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。また、育成、資質の向上を図るための措置が講じられ制度化されているか。

② 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店では組合への加入の勧誘及び加入承認は行えないことを指導しているか。

(注) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店において、以下の行為は勧誘とはならない。

ア 任意に提出された組合員加入申込書及び出資金を組合へ取次ぐこと。

イ 求めに応じて組合加入手続きの説明を組合員以外の者に行うこと。

ウ 組合員加入申込書を当該代理店に備え置くこと又は求めに応じて組合員以外の者に交付すること。

(新設)

共済商品の仕組みの特性に応じて、利用者が十分に理解できるよう、共済商品の仕組みに関する十分な知識や共済契約に関する知識の付与及び適切な共済契約の締結の代理又は媒介のための十分な教育を行っているか。

③ 共済代理店の管理・指導について

ア・イ (略)

ウ 共済代理店に対して、共済掛金の領収に当たって、次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 共済掛金口座振替契約であるにもかかわらず、正当な理由なく手集金がされていないか。

(オ) 共済掛金の振替口座が、正当な理由なく共済契約者以外の名義の口座となっていないか。

エ (略)

オ 共済証書が、正当な理由なく共済代理店を介して共済契約者へ交付されていないか。

カ 共済金が、共済代理店を介して共済契約者等へ給付されていないか。

キ 共済代理店と締結する代理店委託契約書において共済代理店が遵守すべき事項を定めているか。

④ 共済代理店に対する監査について

共済代理店への共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務内容について、以下のような点も含めて、監査等を適切に実施し、共済代理店の共済募集の実態や共済掛金の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。また、監査等において内部事務管理が不適切であることが判明した共済代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。

ア 共済代理店に対する監査等の周期は、共済代理店業務の品質を確保する

③・④ (略)

⑤ 共済掛金の領収に当たって、次のような行為を行わせないよう指導、管理しているか。

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

⑥ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

⑦ 共済代理店への共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務内容について監査等を適切に実施しているか。

⑧ 監査等において内部事務管理が不適切な共済代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。また、法令違反等著しく不適切な行為が認められる共済代理店について、委託契約の解除等の対処がなされているか。

上で有効なものとなっているか。

イ 監査等を実施する共済代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。

ウ 監査等の手法として、無通告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。

⑤ 法令違反等著しく不適切な行為が認められる共済代理店について、委託契約の解除等の対処がなされているか。

Ⅱ-4-3-2～Ⅱ-4-3-5 (略)

Ⅱ-4-4 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

Ⅱ-4-4-1 (略)

Ⅱ-4-4-2 保険募集を行う場合における員外利用の管理

生協法第12条第3項及び第4項等により、保険募集は組合員以外の者に行うことができないこととされているが、組合員資格の確認及び員外利用禁止の遵守に当たっては、Ⅱ-4-3-2に定めるところにより指導するものとする。

Ⅱ-4-4-3 (略)

Ⅱ-4-5 苦情等への対処

Ⅱ-4-5-1 (略)

Ⅱ-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ-4-5-2-1 (略)

Ⅱ-4-5-2-2 主な着眼点

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、

(新設)

Ⅱ-3-3-2～Ⅱ-3-3-5 (略)

Ⅱ-3-4 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

Ⅱ-3-4-1 (略)

Ⅱ-3-4-2 保険募集を行う場合における員外利用の管理

生協法第12条第3項及び第4項等により、保険募集は組合員員外の者に行うことができないこととされているが、組合員資格の確認及び員外利用禁止の遵守に当たっては、Ⅱ-3-3-2に定めるところにより指導するものとする。

Ⅱ-3-4-3 (略)

Ⅱ-3-5 苦情等への対処

Ⅱ-3-5-1 (略)

Ⅱ-3-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ-3-5-2-1 (略)

Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、

機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 苦情等対処の実施態勢

①～⑤ (略)

⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（II-4-7参照）。

⑦ 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（II-5-1-2（1）⑥参照）。

また、当該苦情等について、利用者から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から組合へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。

⑧ (略)

(4)～(6) (略)

II-4-5-3 (略)

II-4-6 利用者の保護等

II-4-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 苦情等対処の実施態勢

①～⑤ (略)

⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（II-3-7参照）。

⑦ 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（II-4-1（2）①カ参照）。

⑧ (略)

(4)～(6) (略)

II-3-5-3 (略)

II-3-6 利用者の保護等

II-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

組合は、利用者保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

(1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。

(2) 共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。

(3) (略)

(削除)

(4) (略)

II-4-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等

(1) ~ (9) (略)

(10) 規則第 174 条第 1 項及び第 2 項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約につ

II-3-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

組合は共済募集に当たって利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。

(1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。

共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。

(新設)

(2) (略)

(3) 共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。

(4) (略)

II-3-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等

(1) ~ (9) (略)

(10) 規則第 174 条第 1 項及び第 2 項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害をてん補することを約した共済を除く。）の契約につ

いて、以下の措置が行われているか。

①～⑤ (略)

(11) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に上記記録を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制が整備されているか。

① 当該書面 (当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下 Ⅱ-4-6-1-2 (12) において同じ。) において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先が明示されているか。

② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)
ア～オ (略)

③ 利用者に当該書面の交付その他適切な方法 (電磁的方法を含む。)による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。

ア～ウ (略)

④ 当該書面の交付その他適切な方法 (電磁的方法を含む。)による提供に当たって、共済契約締結に先立ち利用者が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。

いて、

①～⑤ (略)

(11) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(12) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

① 当該書面において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先が明示されているか。

② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)
ア～オ (略)

③ 利用者に当該書面の交付に加えて、以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。

ア～ウ (略)

④ 当該書面の交付に当たって、共済契約締結に先立ち利用者が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。

<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 個人利用者に関する情報については、規則第175条に基づき、その情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(以下「通則編」という。)3-4-2、3-4-3及び3-4-4の規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(19) 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他特別の非公開情報(注)を、規則第177条に基づき、通則編3-1-5に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注) 特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u></p> <p>ア <u>労働組合への加盟に関する情報</u></p> <p>イ <u>民族に関する情報</u></p> <p>ウ <u>性生活に関する情報</u></p> <p>エ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></p> <p>オ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></p> <p>カ <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>キ <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>Ⅱ-4-6-2 共済金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ-3-6-2 共済金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p>
--	---

(2) 主な着眼点

①～③ (略)

④ 関連部門との連携

ア～エ (略)

オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア) (略)

(イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「II-3-13-2 システムリスク管理態勢」も参照すること。

カ (略)

⑤・⑥ (略)

(3) (略)

II-4-7 利用者等に関する情報管理態勢

II-4-7-1 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律及び保護法ガイドラインの規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

(2) 主な着眼点

①～③ (略)

④ 関連部門との連携

ア～エ (略)

オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア) (略)

(イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「II-3-12 システムリスク管理態勢」も参照すること。

カ (略)

⑤・⑥ (略)

(3) (略)

II-3-7 利用者情報管理

(1) 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、利用者情報の適切な取扱いが確保される必要がある。

特に、個人利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。このため、利用者に関する情報の管理に関し、以下の点を確認するものとする。

また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、組合は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

II-4-7-2 主な着眼点

(1) 利用者等に関する情報管理態勢

- ① 経営陣は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、内部規則の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、利用者に対する守秘義務、説明責任及び信頼性の確保の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化等の対策を含め、利用者等に関する情報の管理が

(2) 主な着眼点

(新設)

- ① 利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、利用者に対する守秘義務、説明責任及び信頼性の確保の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ② 利用者情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による利用者情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化等の対策を含め、利用者に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④ 利用者等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。

（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、組合が共済代理店を含む他の者に利用者等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ－４－７－２において同じ。）。

ア 共済代理店を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

イ 共済代理店を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ウ 共済代理店を含む外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、共済代理店を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、共済代理店を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認

（新設）

<p><u>しているか。</u></p> <p><u>エ 二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して組合自らによる直接の監督を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</u></p> <p><u>また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(2) <u>個人利用者に関する情報管理</u></p> <p>① <u>個人利用者に関する情報については、規則第 175 条に基づき、その情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、通則編 3-4-2、3-4-3 及び 3-4-4 の規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>③ <u>個人利用者に関する情報については、規則第 175 条に基づき、その安全管理及び従業員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>個人利用者に関する政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並</u></p>

びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）を、規則第 177 条に基づき、以下に掲げる場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

オ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

カ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

キ 共済事業の適切な運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

ク 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

(新設)

③ 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他特別の非公開情報（注）を、規則第 177 条に基づき、通則編 3-1-5 に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

ア 労働組合への加盟に関する情報

<p>イ 民族に関する情報</p> <p>ウ 性生活に関する情報</p> <p>エ 個人情報保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</p> <p>オ 個人情報保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</p> <p>カ 犯罪により害を被った事実に関する情報</p> <p>キ 社会的身分に関する情報</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>⑥ <u>利用者情報の漏えい等が発生した場合に、行政庁への報告が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>⑦ <u>共済代理店及び外部委託先</u></p> <p>ア <u>共済代理店及び外部委託先の責任</u></p> <p>(ア) <u>共済契約に関する個人情報について、委託契約等に基づき当該委託先が取扱う個人情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任が明確に定められているか。</u></p> <p>(イ) <u>必要に応じてシステム上必要な保護措置を講じているか。</u></p> <p>イ <u>共済代理店及び外部委託先の管理</u></p> <p>(ア) <u>共済代理店及び外部委託先の管理について責任部署が明確にされているか。</u></p> <p>(イ) <u>個人情報保護のための施策の伝達及び事故等の報告についてレポートラインが構築されているか。</u></p> <p>(ウ) <u>個人情報保護に関する事務取扱等を周知徹底するため、研修の計画や通知文書の発出など具体的な施策を講じているか。</u></p> <p>(エ) <u>個人情報を適切に管理し、事故発生時においても適切に所定の対応をしているかどうかを把握しているか。</u></p> <p>(オ) <u>共済代理店・外部委託先を契約解除する場合の個人情報の取扱いル</u></p>
---	--

(削除)

- ④ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。
- ア クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
- イ 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
- ウ クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、共済代理店を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。
- エ クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督して

ールが整備されているか。

⑧ 事後対応の管理状況

ア 事後対応

(ア) 個人情報の漏えいが発生した場合、各責任部署は直ちに知覚しているか。

(イ) 個人情報の漏えいが発生した場合、報告ラインが有効に機能して必要に応じたホストコンピュータへのアクセス制限や利用者への説明など所定の対応を適切に行っているか。

イ 監査及びモニタリング

(ア) 個人情報の管理態勢が有効に機能しているか内部監査の対象項目として定期的に検証しているか。

(イ) 理事等は、個人情報の管理状況を評価し、必要に応じて体制やルールの見直しを指示するなど内部統制を適切に行っているか。

(新設)

いると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して組合による直接の監督を行っているか。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止

- ① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ② 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や内部規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組を行っているか。
- ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

II-4-7-3 監督手法・対応

利用者等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(注) 個人情報については、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を採る場合があることに留意すること。

II-4-8 (略)

II-4-9 反社会的勢力による被害の防止

II-4-9-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上

(新設)

(3) 監督手法・対応

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II-3-8 (略)

II-3-9 反社会的勢力による被害の防止

II-3-9-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上

で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、利用者等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）

（1）・（2） （略）

Ⅱ-4-9-2 主な着眼点

組合が反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、被害者救済の観

で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、利用者等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）

（1）・（2） （略）

Ⅱ-3-9-2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

（1）反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点

点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、組合は担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し組織として対応するとともに、連合会においては会員組合だけに任せることなく共に反社会的勢力との関係遮断に当たって組織として対応するなど、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築・整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員又は会員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築すること

で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うこととしているか。

① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

② いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

(2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

① 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を分析・整理したデータベースを構築する体制となっているか。また、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員又は会員の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。

③ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

により、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢が整備されているか。

(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下、対応を行うこととしているか。

② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であ

(3) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。

② 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

③ あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

(4) 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

ると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢が整備されているか。

(7) 反社会的勢力による不当要求への対処

① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

II-4-9-3 (略)

II-4-10 適切な表示の確保

(1)・(2) (略)

(3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。

(注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、共済期間、保障、引受条件及び共済

II-3-9-3 (略)

II-3-10 適切な表示の確保

(1)・(2) (略)

(3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。

(注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、共済期間、保障、引受条件及び共済

掛金率・共済掛金等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

- ① 共済商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済契約の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を共済契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該共済商品の仕組みの内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ア・イ (略)

ウ 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合

また、共済商品の仕組みの保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ② (略)

- ③ 共済商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのあ

掛金率・共済掛金等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

- ① 共済商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済契約の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を共済契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該共済商品の仕組みの内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ア・イ (略)

(新設)

また、共済商品の仕組みの保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ② (略)

- ③ 共済商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

る表示となっていないか。

ア 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。

イ テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。

④・⑤ (略)

(4) (略)

(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

①・② (略)

③ 共済募集用の資料等における予定利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。

④ (略)

(6) 共済商品の仕組みの説明(比較広告等を含む)に係る生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第6号及び保険業法第300条第1項第7号については、以下の点に留意するものとする。

① 共済契約に関する表示については、「Ⅱ-4-2-1(5)」に準じて取り扱うものとする。

② 予想契約者割戻額の表示については、「Ⅱ-4-2-1(6)」に準じて取り扱うものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

④・⑤ (略)

(4) (略)

(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

①・② (略)

(新設)

③ (略)

(6) 共済商品の仕組みの説明(比較広告等を含む)に係る生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第6号及び保険業法第300条第1項第7号については、以下の点に留意するものとする。

① 共済契約に関する表示については、「Ⅱ-3-2-1(4)」に準じて取り扱うものとする。

② 予想契約者割戻額の表示については、「Ⅱ-3-2-1(5)」に準じて取り扱うものとする。

Ⅱ-3-11 事務リスク管理態勢

Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢

Ⅱ-3-13 危機管理体制

II-4-11 障害者等への対応

II-4-11-1 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、組合及び共済募集人はこれを遵守する必要がある。

また、組合及び共済募集人は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下「障害者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障害のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

II-4-11-2 主な着眼点

(1) 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年金融庁告示第3号）の各規定を参照しつつ、障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して、適切に対応しているか。

(2) 組合の取引に係る手続きにおいて、障害者等の取引の利便性を向上させるよう努めているか。

また、組合の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。

(3) 組合が、障害者等に配慮した取組みを推進するにあたっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。

(4) 障害者等から組合又は共済募集人に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するな

(新設)

どしているか。

(5) 対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。

II-4-11-3 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者等からの苦情等を通じて把握された組合における障害者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（生協法第93条の3に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

II-5 その他

II-5-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託

II-5-1-1 意義

組合が事務の外部委託を行うに際しては、利用者を保護し経営の健全性を確保するため、以下の点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

(注1) (略)

(注2) 特に、共済事業の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配意する。

(注3) (略)

II-5-1-2 主な着眼点

II-4 その他

II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託

(1) 意義

組合が事務の外部委託を行うに際しては、利用者を保護し経営の健全性を確保するため、以下の点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

(注1) (略)

(新設)

(注2) (略)

(2) 主な着眼点

(1) 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

①～③ （略）

④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者等に関する情報管理体制が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

⑤ 利用者等に関する情報の取扱いの委託については、「Ⅱ-4-7 利用者等に関する情報管理態勢」を参照のこと。

⑥ （略）

(2) （略）

①・② （略）

③ （略）

ア～エ （略）

④～⑨ （略）

Ⅱ-5-2 （略）

Ⅱ-5-2-1～Ⅱ-5-2-3 （略）

Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

組合に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、組合の経営の健全性等の状況を常時把握する。

また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた

① 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

ア～ウ （略）

エ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

オ 個人利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられているか。

カ （略）

② （略）

ア・イ （略）

ウ （略）

(ア)～(エ) （略）

エ～ケ （略）

Ⅱ-4-2 （略）

Ⅱ-4-2-1～Ⅱ-4-2-3 （略）

Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

組合に対し継続的に財務会計情報や市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、組合の経営の健全性等の状況を常時把握する。

また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた

取組みを促すものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

①・② (略)

③ 統合的リスク管理態勢ヒアリング

統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。

④ 共済計理人ヒアリング

責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。

また、毎決算期において、共済計理人に対して生協法第 50 条の 12 に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立や契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。

⑤・⑥ (略)

Ⅲ-1-2 (略)

Ⅲ-1-3 災害における金融に関する措置

Ⅲ-1-3-1 (略)

Ⅲ-1-3-2 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「巨大地震警戒」という。)が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普

取組みを促すものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

①・② (略)

(新設)

③ 共済計理人ヒアリング

毎決算期において、共済計理人に対して生協法第 50 条の 12 に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立や契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。

④・⑤ (略)

Ⅲ-1-2 (略)

Ⅲ-1-3 災害における金融に関する措置

Ⅲ-1-3-1 (略)

Ⅲ-1-3-2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び 2 次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等によ

及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 事前避難対象地域内に事務所等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

① 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。

② (略)

③ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

④ その他

ア 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

イ (略)

(2) 事前避難対象地域外に事務所等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

組合において、事前避難対象地域内の事務所等が業務停止等の措置をとった場合であっても、当該業務停止等の措置をとった事前避難対象地域外の事務所等においては平常どおり業務を行うよう要請する。

Ⅲ-1-3-3 (略)

Ⅲ-1-4 事業の休廃止等の場合の措置

組合は、その共済事業の全部又は一部を休止若しくは廃止しようとするとき又

り、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 東海地震の地震防災対策強化地域内に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応について

① 業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、組合において、共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。

② (略)

③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合において共済事業に係る業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

④ その他

ア 警戒宣言が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

イ (略)

(2) 当該強化地域外に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応について

組合において、地震防災対策強化地域内の事務所等が業務停止等の措置をとった場合であっても、当該業務停止等の措置をとった当該強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行うよう要請する。

Ⅲ-1-3-3 (略)

Ⅲ-1-4 事業の休廃止等の場合の措置

組合は、その共済事業の全部又は一部を休止若しくは廃止しようとするとき又

は解散しようとするときは、あらかじめ、その理由及び当該共済事業の休止若しくは廃止又は組合の解散に伴う共済契約の処理方針を明らかにした書面をもってその旨を行政庁に届け出ること求め、届出を受けた行政庁は、当該組合に対して、今後の方針についてヒアリングを行うものとする。

Ⅲ-1-5・Ⅲ-1-6 (略)

Ⅲ-1-7 組合が提出する申請書等における記載上の留意点

組合等が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、役員変更の届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ-2 生協法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1 子会社等

子会社等の業務範囲等については、以下のとおりとする。

(注1)～(注3) (略)

Ⅲ-2-1-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

は解散しようとするときは、あらかじめ、その理由及び当該共済事業の休止若しくは廃止又は組合の解散に伴う共済契約の処理方針を明らかにした書面をもってその旨を行政庁に届け出ること求め、届出を受けた行政庁は、当該組合に対して、今後の方針についてヒアリングを行うものとする。

Ⅲ-1-5・Ⅲ-1-6 (略)

(新設)

Ⅲ-2 生協法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1 子会社等

組合の子会社（生協法第28条第5項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（規則第210条第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。

(注1)～(注3) (略)

Ⅲ-2-1-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 共済事業兼業組合の子会社が営む付随・関連業務(生協法第53条の16第1項第2号に規定する業務をいう。)、共済事業専業組合の子会社が営む関連業務(生協法第53条の18第1項第1号ロに規定する業務をいう。)については、以下の範囲となっているか。

① 健康・福祉関連業務

ア 健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設又はコールセンター等の機能を備え、専門指導員、医療専門家等を配置し、当該施設利用者に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。

イ 福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務・移送業務等、リハビリテーション機関(アスレチッククラブを含む。)の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取次ぎ及び調査研究、介護機器の開発・貸付け・販売、介護者の研修、高齢者等の訪問看護、在宅関連サービスがある。

②～④ (略)

⑤ 投資助言業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から、投資助言の範囲は、不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

(3) (略)

Ⅲ-2-1-2・Ⅲ-2-1-3 (略)

Ⅲ-2-2～Ⅲ-2-5 (略)

Ⅲ-2-6 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-6-1 (略)

Ⅲ-2-6-2 リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された

(1) (略)

(2) 共済事業兼業組合の子会社が営む付随・関連業務(生協法第53条の16第1項第2号に規定する業務をいう。)、共済事業専業組合の子会社が営む関連業務(生協法第53条の18第1項第1号ロに規定する業務をいう。)については、以下の範囲となっているか。

① 健康・福祉関連業務

健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設を備え、専門指導員、医療専門家等を配置し、当該施設利用者に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。福祉関連業務は、例えば、有料老人ホーム、老人ホーム入居者に対する給食業務等、高齢者福祉関連施設の運営・管理、リハビリテーション機関(アスレチッククラブを含む。)の運営・管理、介護機器の開発、コンサルティング、取次ぎ及び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。

②～④ (略)

⑤ 投資顧問業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から、投資助言の範囲は、不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

(3) (略)

Ⅲ-2-1-2・Ⅲ-2-1-3 (略)

Ⅲ-2-2～Ⅲ-2-5 (略)

Ⅲ-2-6 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-6-1 (略)

Ⅲ-2-6-2 リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された

債権の額の開示

(1) 開示区分

①・② (略)

③ 貸付条件緩和債権

ア (略)

イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1) (略)

(注2)「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。

(注3)・(注4) (略)

(2) (略)

(3) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示区分

規則第209条第1項第6号ハに定める基準に従い、以下のとおり区分する。

債権の額の開示

(1) 開示区分

①・② (略)

③ 貸付条件緩和債権

ア (略)

イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1) (略)

(注2)「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務区分が正常先となることをいう。

(注3)・(注4) (略)

(2) (略)

(新設)

ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。

(注1) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示対象についても、規則第209条第1項第6号ハに定める基準に従う。

(注2) 債務者区分に当たっては、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援において、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金や出資等も活用し、企業の経営改善等につなげていくことが強く求められることにも留意する。

※ 「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、

(i) 償還条件については、契約時における償還期間が5年を超え、期限一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されていること、

(ii) 金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること（業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること）、

(iii) 劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること（又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）、

が求められると考えられる。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。

なお、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞（原則として 6 月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。）している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。

このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後とも急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行う

ことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。

② 危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）に対する債権である。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。

なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。

さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを満たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。

ア 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが

事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。

イ 当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。

③ 要管理債権

要管理債権とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権」をいう。

なお、形式上は延滞が発生していないものの、実質的に3月以上延滞している債権も、要管理債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないか等により判断する。金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いも

のと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない（当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）。

このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。

ア 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

イ 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。

ウ 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能

な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。

エ 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

④ 正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権」をいう。なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。

Ⅲ-2-6-3 説明書類の縦覧場所等について

組合が生協法第53条の2に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する「事務所」については、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

(1) 組合の役職員が共済契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、組合の業務上の組織とされている店舗等をいうものとする。

(注) コンピュータセンター、福利厚生施設等は含まない。

(2) ~ (4) (略)

Ⅲ-2-6-4 (略)

Ⅲ-2-6-3 説明書類の縦覧場所等について

組合が生協法第53条の2に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する「事務所」については、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

(1) 組合の役職員が共済契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、組合の業務上の組織とされている店舗等をいうものとする。

(注) コンピュータセンター、福利厚生施設等は含まない。

(2) ~ (4) (略)

Ⅲ-2-6-4 (略)

Ⅲ－２－７ 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第 166 条の 2 及び第 166 条の 3 の規定に基づき、告示第 4 条の 3 から第 4 条の 5 までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－２－７－１ 届出書の記載内容のチェック

規則第 254 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合において、これが共済金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1) ～ (3) (略)

Ⅲ－２－７－２ (略)

Ⅲ－２－７－３ 支払余力比率の計算に際しての確認

(1)・(2) (略)

(3) 告示第 4 条の 5 第 7 項第 1 号及び第 2 号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引について、適正な控除が行われているか。

(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ－２－７ 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第 166 条の 2 及び第 166 条の 3 の規定に基づき、告示第 4 条の 3 から第 4 条の 5 までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－２－７－１ 届出書の記載内容のチェック

規則第 254 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合において、これが共済金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1) ～ (3) (略)

Ⅲ－２－７－２ (略)

Ⅲ－２－７－３ 支払余力比率の計算に際しての確認

(1)・(2) (略)

(3) 告示第 4 条の 5 第 6 項第 1 号及び第 2 号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引について、適正な控除が行われているか。

(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ－２－７－４ （略）

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－３－１ （略）

Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点

職員が組合の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

（１）～（５） （略）

Ⅲ－４ 行政処分を行う際の留意点

Ⅲ－４－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅲ－４－１－１ 行政処分

行政庁が組合に行う主要な行政処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①生協法第９４条の２に基づく業務改善命令又は生協法第９５条に基づく必要措置を採るべき旨の命令、②生協法第９４条の２に基づく業務停止命令、③生協法第９５条に基づく業務停止命令、④生協法第９５条に基づく解散命令等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（１）～（６） （略）

Ⅲ－４－１－２ 生協法第９４条の２等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

生協法第９４条の２に基づき業務改善命令又は生協法第９５条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の

Ⅲ－２－７－４ （略）

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－３－１ （略）

Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点

職員が組合の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

（１）～（５） （略）

Ⅲ－４ 行政処分を行う際の留意点

行政庁が組合に行う主要な行政処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①生協法第９４条の２に基づく業務改善命令又は生協法第９５条に基づく必要措置を採るべき旨の命令、②生協法第９４条の２に基づく業務停止命令、③生協法第９５条に基づく業務停止命令、④生協法第９５条に基づく解散命令等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（１）～（６） （略）

（７） 生協法第９４条の２等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

生協法第９４条の２に基づき業務改善命令又は生協法第９５条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の

点に留意するものとする。

①・② (略)

Ⅲ－４－２ 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められていることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ－５ (略)

点に留意するものとする。

①・② (略)

(新設)

Ⅲ－５ (略)

IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。

組合から生協法第26条の3第1項又は第40条第5項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成22年4月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。

IV-1 審査要領

(1)・(2) (略)

IV-1-1～IV-1-8 (略)

IV-1-9 共済契約者等（利用者を含む。）への説明事項

低解約返戻金型仕組み、転換及び転換に類似する取扱い等については、仕組内容等を共済契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

IV-1-10～IV-1-12 (略)

IV-1-13 保険法対応

保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行

IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。

組合から生協法第26条の3第1項又は第40条第5項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成22年4月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。

IV-1 審査要領

(1)・(2) (略)

IV-1-1～IV-1-8 (略)

(新設)

IV-1-9～IV-1-11 (略)

IV-1-12 保険法対応

保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行

うこととする。

なお、これらに加えて、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1) (略)

(2) 共済金給付の履行期

① 共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済事業規約に定めているか。なお、その際、現行の共済事業規約に規定している履行期を不当に遅滞するものとなっていないか。

②・③ (略)

(3) (略)

IV-2 (略)

IV-3 共済数理

共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-3-1 (略)

IV-3-2 責任準備金

(1) 責任準備金の審査に当たっては、「II-2-1-2 積立方式」に規定する事項について、特に留意することとする。

(2) 仕組開発に当たり、契約期間初期の給付を大きくすること若しくは将来の給付を減少させること又は共済掛金を後払いにすることについては、責任準

うこととする。

なお、これらに加えて、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1) (略)

(2) 共済金給付の履行期

① 共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済事業規約に定めているか。

②・③ (略)

(3) (略)

IV-2 (略)

IV-3 共済数理

共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-3-1 (略)

(新設)

備金が負値とならないように設定されているか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分な検討がなされているかに留意する。

IV-3-3・IV-3-4 (略)

IV-4 (略)

V 様式編

V-1 (略)

V-2 その他報告等様式集

II-3-14 (1) 再保険契約に係る実施状況とりまとめ表

II-3-14 (2) 障害等発生報告書

IV-3-2・IV-3-3 (略)

IV-4 (略)

V 様式編

V-1 (略)

V-2 その他報告等様式集

II-2-7-3 (1) 再保険契約に係る実施状況とりまとめ表

II-3-12-3 (3) 障害等発生報告書